

一般社団法人浪江青年会議所 会員資格規程

第1章 目的

第1条 本規程は、一般社団法人浪江青年会議所（以下、「本会」という）の会員の資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を定めるものである。

第2章 入会

第2条 本会に入会を希望する者は、正会員2名の推薦を受け、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

第3条 前条の推薦者の資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入会后1年以上経過している者で、出席率が良好な者
- (2) 被推薦者に対し、1年間、定款10条に基づく義務の履行について道徳的責任を負うことができる者

第4条 理事長は、推薦者及び入会申込者に面接するとともに入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

第5条 理事会は、理事長の答申に基づき審査し、入会の諾否を決定する。 2
理事長は入会の諾否を推薦者及び入会申込者に対して通知する。

第6条 理事会は、入会申込者に対して、入会申込の承認を与えるに先立ち、3ヶ月を越えない範囲で仮入会の期間を設けることができる。

第7条 理事会において入会を承認された者は、入会金及び会費の納入をもって正会員となる。ただし、入会承認後1ヶ月以内に会費等の納入をしない場合はこの限りではない。

第8条 定款第10条に定める入会金及び会費は次のとおりとする。

入会金	正会員	金10,000円
	特別会員	金10,000円（終身会費）

会費	正会員	金60,000円
	賛助会員	1口金 5,000円（1口以上）

2 入会初年度の会費は、入会承認の日の属する月から月割り計算した額とする。

第3章 会費の納入

第9条 定款第10条第3項本文に定める会費は、毎年3月末日までに納入しなければならない。ただし、正会員の申し出にもとづき理事長が承認した場合には、3月末日と9月末日の2回に分納することができる。

2 新入会員は、入会承認後1か月以内に入会金及び会費を納入しなければならない。
い。

第4章 特別会員

第10条 40歳に達した年の年度末まで正会員であった者は、理事会の承認をもって本会の特別会員となる。ただし、特別会員は60歳に達した年の年度末までとする。第11条 特別会員は本会のあらゆる会合に参加することができる。ただし、一切の表決権並びに選挙権及び被選挙権はこれを有しない。

第5章 名誉会員

第12条 正会員でない者で、本会に特に功労のあった者は、理事会の承認をもって名誉会員とすることができる。

第13条 名誉会員は本会のあらゆる会合に参加することができる。ただし、一切の表決権並びに選挙権及び被選挙権はこれを有しない。

第6章 賛助会員

第14条 本会の趣旨に賛同し、事業の発展を望む個人、法人、又は団体は、理事会の承認をもって、賛助会員として入会することができる。ただし、会費を納入しないときは退会とする。

2 会員資格は1年限りとする。

第15条 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事長に提出する。

第16条 賛助会員は本会のあらゆる会合に参加することができる。ただし、一切の表決権並びに選挙権及び被選挙権はこれを有しない。

第7章 会員の入れ替え

第17条 正会員が転勤等のやむを得ない理由により、会員としての義務を履行できなくなり、かつ当該会員と同一の勤務先より入会を希望する者がいる場合には、理事会の承認を経て、入会を認めることができる。

2 前項の規定により入会する場合には、第2条ないし第7条の規定を準用する。ただし、年度途中で入れ替わって入会した場合の会費は、これを免除する。

第8章 会員の転入

第18条 他の青年会議所の会員であつて、転居等の理由により本会に入会を希望する者は、理事会の承認を経て、入会を認めることができる。

2 前項の規定により入会する場合には、第2条ないし第5条及び第7条の規定を準用する。

第9章 休会

第19条 正会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、休会届を理事会に提出し、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費はこれを免除しない。

2 前項の休会の期間は、1年を超えてはならない。

3 第1項の事由により休会し、その事由の解消により復帰を希望する正会員は、理事会の承認を得て復帰することができる。

第10章 再入会

第20条 本会を退会した会員が再入会を希望する場合は、第2条に規定した手続による。

2 前項の場合、第3条ないし第5条及び第7条の規定を準用する。 3

第1項の場合、入会金はこれを徴収しない。

第11章 会員の失格等

第21条 定款第13条に定める事実があつた場合、理事長は事情を調査して理事会に報告しなければならない。

第22条 正会員が、定款第12条第1項各号の規定に該当すると認められる場合には、理事長は事情を調査し、理事会に報告しなければならない。

第23条 前条の報告を受けた理事会は、定款第12条第1項各号の規定に該当すると認められる場合は、総会において当該正会員を除名することができる。ただし、理事会は、当該正会員の過去の状況等を勘案し、会員の除名に関する総会の開催に先だつて、その正会員に理由を付して退会を勧告することができる。

第24条 特別会員又は賛助会員の除名に関しては、定款第12条第3項に基づき、前2条の規程を準用する。

細 則

第 2 5 条 本規程の施行に関する細則は、理事会の議決をもって定める。

第 2 6 条 本規程の変更及び廃止については、総会において行う。

附 則

1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。